

年金払い退職給付制度に係る 付与率・掛金率等について

昨年11月にも組合員の皆様にお知らせしましたとおり、本年10月に施行される被用者年金制度の一元化により、これまでの職域年金相当部分は廃止され、新たに「年金払い退職給付」制度が創設されることになりました。

年金払い退職給付制度の実施にあたって、「付与率」、「基準利率」、「終身年金現価率」、「有期年金現価率」並びに「保険料率^(注)」を地方公務員共済組合連合会定款（以下「連合会定款」といいます。）で定めることとされております。

これを反映した連合会定款の変更案について、平成27年8月5日に開催された運営審議会にお諮りし、原案どおり了承されました。

そこで、今回、年金払い退職給付制度の基本的な考え方並びに連合会定款の変更内容についてお知らせします。

(注) 保険料率とは、組合員と、使用者である国・地方公共団体が、折半して負担する掛金率と負担金率の合計のことです。なお、連合会定款には、掛金率と負担金率をそれぞれ定めます。

年金払い退職給付制度について

年金払い退職給付

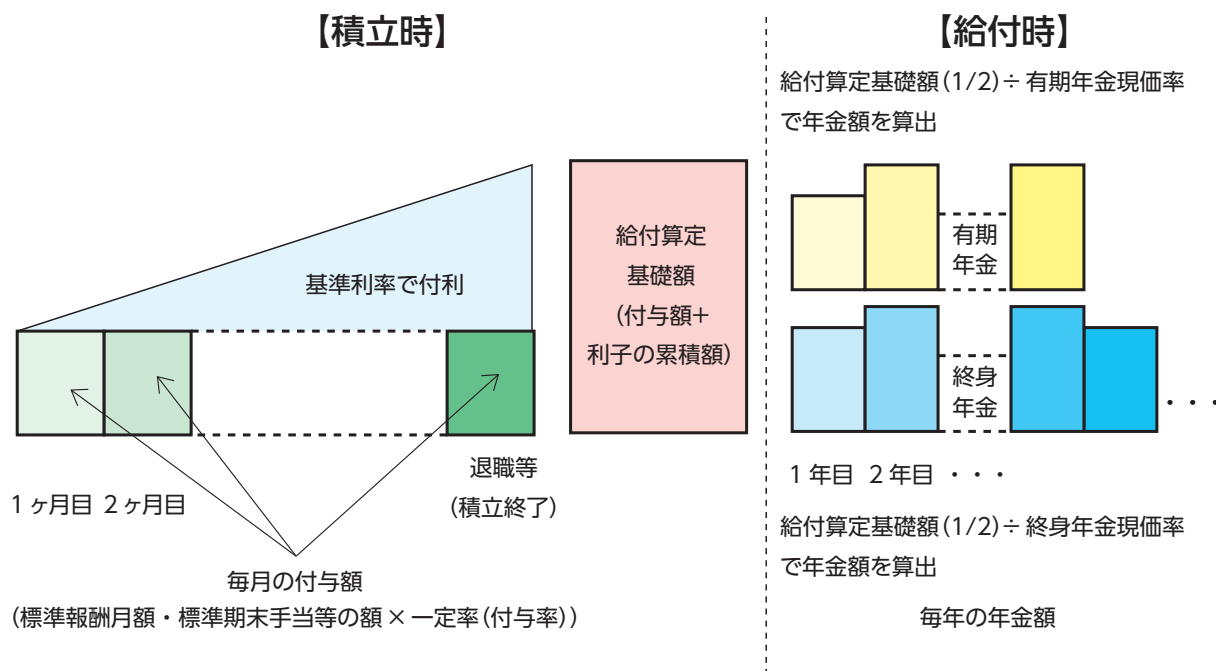
- ・ 半分は有期退職年金、半分は終身退職年金(65歳支給(60歳から繰上げ可能))。
 - ・ 有期退職年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可能)。
 - ・ 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法律で明記(労使あわせて1.5%。従来の保険料率に加え、新たな負担となります。)
 - ・ 本人死亡の場合は、終身退職年金部分は終了。有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
 - ・ 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害・遺族年金を支給。
 - ・ 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
 - ・ 年金額算定基礎期間は平成27年10月以降。ただし、受給資格要件の判定には平成27年10月前の組合員期間も反映。
- ➡ 施行日(平成27年10月1日)に引き続く組合員期間が1年以上あれば、施行日以後の組合員期間が1年未満でも給付を受けることができます。あわせて、施行日前の組合員期間については、経過的最長期給付(旧職域年金相当部分)が支給されます。



地方公務員共済組合連合会

Pension Fund Association for Local Government Officials

年金払い退職給付制度における年金財政のイメージ



【積立時】

- ・ 毎月の保険料を負担していただくことにより、毎月の報酬に一定率(付与率)を乗じた付与額とこれに対する利子が累積します。

【給付時】

- ・ 付与額と利子を累積した給付算定基礎額の1/2ずつがそれぞれ終身退職年金と有期退職年金に充てられます。
- ・ 基準利率や死亡率などに基づき、年金現価率(毎年改定)を定め、その現価率で給付算定基礎額の1/2を除すことにより、終身退職年金の額または有期退職年金の額が算出されます。

連合会定款に定める事項について

ここで、連合会定款で定める付与率等について、説明します。

なお、これらの連合会定款に定める付与率等については、全て、国家公務員共済組合の組合員に適用されるものと同一となります。

付与率

年金払い退職給付制度では、組合員が受ける標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて付与額を算定し、この付与額と基準利率に基づく利子を累積して、年金等の算定基礎となる給付算定基礎額を算出します。

付与率は、法律において、「退職等年金給付が組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることそ

の他政令で定める事情を勘案」して定めることとされています。

ここで、保険料率を総務省の事務連絡に基づき計算すると、付与率と同率になることから、付与率の上限は、保険料率と同じ率となります。年金額の水準が付与率と連動していることから、「組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図る」ために、今回は付与率を 1.50%と決めました。

基準利率

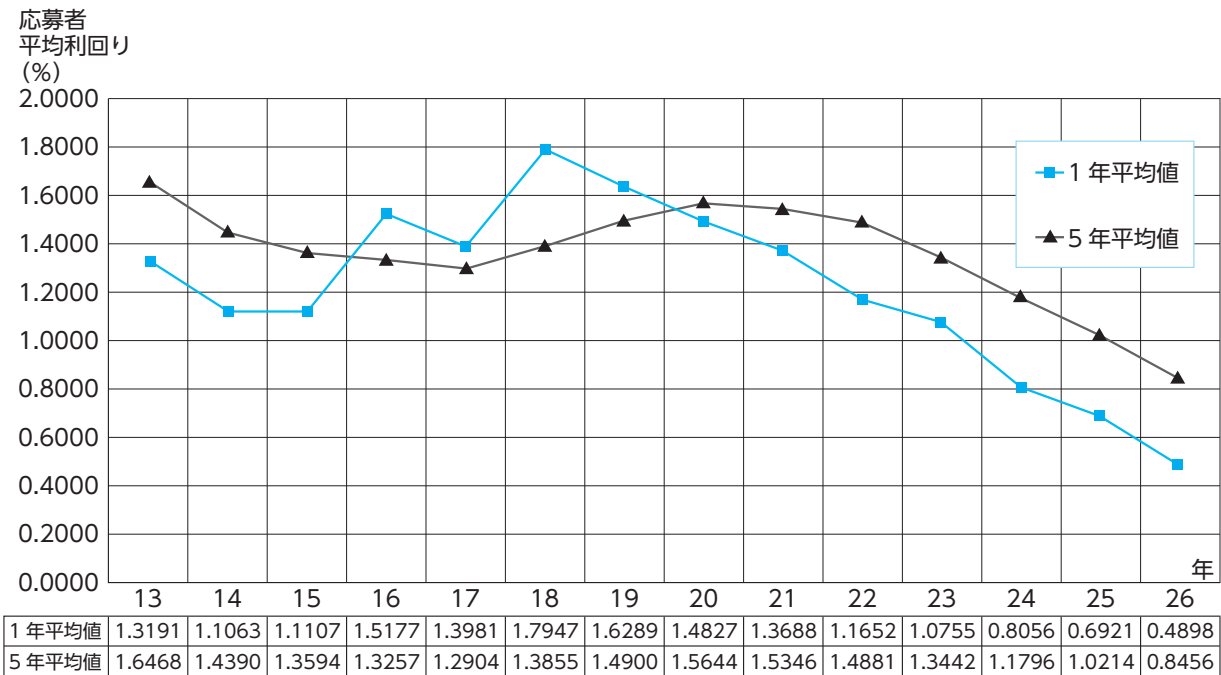
基準利率とは、退職等年金給付の額の算定基礎となる給付算定基礎額のうち、利子の額を求めるための率となっています。

あわせて、終身年金現価率及び有期年金現価率を計算するときに使用する率にもなっています。

制度施行開始時における「基準利率」については、10 年国債の応募者平均利回りの直近 1 年平均（各年 3 月までの 1 年間）と直近 5 年平均（各年 3 月までの 5 年間）のうち低い方の率とすることとされています。

ここで、10 年国債の応募者平均利回りを見てみると、次のグラフのとおりとなっており、基準利率は 0.48%（百分率で小数点以下第 3 位を切り捨て）となります。

■平成26年度以前の10年国債応募者平均利回り【年度別】



終身年金現価率

終身年金現価率は、法律において各年の 10 月から翌年の 9 月までの期間において適用することとされており、毎年 10 月に改定します。

設定にあたっては、「基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額

を計算するための率」として定めることとされています。

当連合会では、総務省の事務連絡に基づき、前記の基準利率 0.48%及び平成 26 年財政再計算における退職年金失権率を使用して、国共済、地共済のそれぞれ男女別の現価率の単純平均値を計算し、表 1 のとおり決めました。

有期年金現価率

有期年金現価率は、法律において各年の 10 月から翌年の 9 月までの期間において適用することとされており、毎年 10 月に改定します。

設定にあたっては、「基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率」として定めることとされています。

当連合会では、総務省の事務連絡に基づき、前記の基準利率 0.48%を使用して、表2のとおり決めました。

保険料率

今回の保険料率計算においては、制度発足時となるため、年金払い退職給付に係る積立金がないことから、総給付現価^(注)が保険料現価^(注)に相当する額となるように保険料率を計算しています。

総務省の事務連絡において、保険料率計算における給付現価^(注)の計算方法が示され、ここでは、給付現価として「①退職年金の給付に要する費用」、「②公務障害年金及び公務遺族年金の各給付に要する費用（以下「②公務給付に要する費用」といいます。）」と「③事務に要する費用」の 3 つが挙げられており、これらを合計した総給付現価を基に保険料率を算定することとされています。

(注) 現価とは、給付や保険料などを予定利率で割引計算した現在価値をいいます。なお、予定利率は、基準利率と同率となっています。

《保険料率計算》

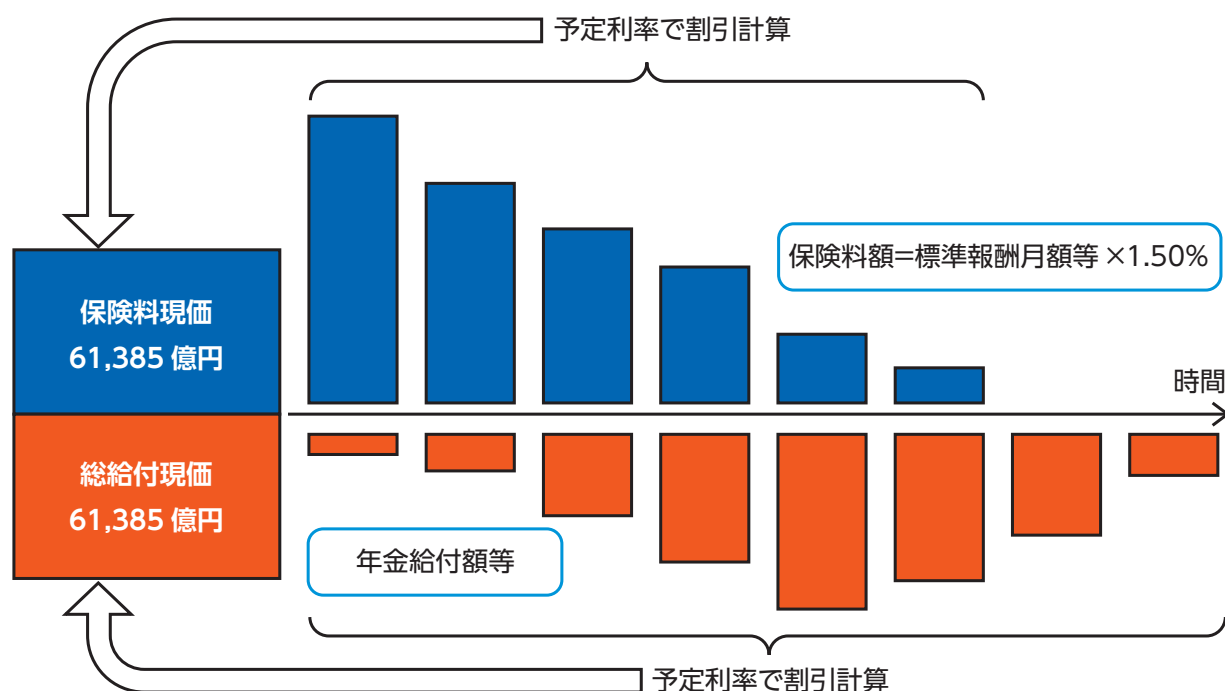
● 総給付現価 = (①退職年金の給付に要する費用 + ②公務給付に要する費用 + ③事務に要する費用) の現価 = 61,385 億円

● 保険料現価 = 標準報酬月額等現価^(注) × 保険料率となり、保険料率を 1.50% とすると、総給付現価と等しくなります。

保険料現価 = 4,092,311 億円 × 1.50% = 61,385 億円

(注) 標準報酬月額等現価とは、標準報酬月額及び標準期末手当等の額を予定利率で割引計算した現在価値を指しています。

《財源のイメージ》



※年金給付額等には公務給付に要する費用及び事務に要する費用が含まれています。

《掛金率と負担金率》

掛 金 率	0.75%
負担金率	0.75%

※被用者年金一元化以降、地共済の組合員にも標準報酬制が導入されるため、毎月の給料（標準報酬月額）と期末手当等（標準期末手当等）の額に係る掛金率は同率となります。

運営審議会における意見等

各委員からは、

- ・ 標準的なモデルケースを想定して給付額を計算した場合のモデル年金額はいくらになるか。
- ➡ 今回の定款変更案に基づくモデル年金額の説明を事務局から行いました（モデル年金額及び前提条件等は、次ページ「モデル年金額について」のとおりです。）。
- ・ モデル年金額の法案審議時との相違について確認したい。
- ➡ 法案審議時と比較して経済環境の変化により基準利率が低下したため、今回のモデル年金額が変動している旨の説明を事務局から行いました。
- ・ 組合員に対するわかりやすい説明をしていただきたい。
- ・ 保険料の半分は事業主が負担するため、付与率（保険料率）は低ければいいというわけではない。

などの、質疑・意見・要望がありました。

モデル年金額について

連合会定款に定める事項を基にした年金額のモデルは以下のとおりです。

《モデル年金額》

年金月額…17,299円（終身 8,108円、有期 9,191円）

給付算定基礎額…約421万円（65歳時点）

※その他の前提条件

- ①データの基礎となる標準報酬月額…40.6万円
- ②組合員期間…40年間加入（20歳～60歳）
- ③支給開始年齢…65歳
- ④有期退職年金の支給残月数…240月（20年）を選択

なお、モデル年金額は終身退職年金と有期退職年金の合計額となっていますが、これらの額を算定するための給付算定基礎額、終身年金現価率及び有期年金現価率のいずれも、基準利率が計算の基礎となっています。

基準利率は10年国債の応募者利回りを基準としており、この基準利率は毎年10月に改定される制度となっていることから、年金額の水準も基準利率の変動に応じて毎年少しずつ変動することとなります。

また、仮に40歳で加入し、加入期間20年であった場合のモデル年金額は、以下のとおりとなります。

《40歳で加入した場合のモデル年金額》

年金月額…10,258円（終身 4,808円、有期 5,450円）

給付算定基礎額…約249万円（65歳時点）

※その他の前提条件

- ①データの基礎となる標準報酬月額…49.4万円
- ②組合員期間…20年間加入（40歳～60歳）
- ③支給開始年齢…65歳
- ④有期退職年金の支給残月数…240月（20年）を選択

《表 1 終身年金現価率》

年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率
59歳	26.254878	73歳	15.510503	87歳	6.659930	101歳	2.392465
60歳	25.482034	74歳	14.770017	88歳	6.200807	102歳	2.222513
61歳	24.708706	75歳	14.039831	89歳	5.770224	103歳	2.065428
62歳	23.934883	76歳	13.321109	90歳	5.369283	104歳	1.920235
63歳	23.160449	77歳	12.615191	91歳	4.993011	105歳	1.785874
64歳	22.385472	78歳	11.923532	92歳	4.639423	106歳	1.661040
65歳	21.609620	79歳	11.247753	93歳	4.309047	107歳	1.543790
66歳	20.835534	80歳	10.589354	94歳	4.003110	108歳	1.430435
67歳	20.063340	81歳	9.957218	95歳	3.720693	109歳	1.312511
68歳	19.294145	82歳	9.346925	96歳	3.459305	110歳	1.167354
69歳	18.528404	83歳	8.759838	97歳	3.214531	111歳	0.927472
70歳	17.766831	84歳	8.196938	98歳	2.985908	112歳	0.869682
71歳	17.010504	85歳	7.658916	99歳	2.773195	113歳	0.792452
72歳	16.260168	86歳	7.146333	100歳	2.576167	114歳	0.651180
						115歳以上	0.541368

《表 2 有期年金現価率》

支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率
1月	0.083300	29月	2.401795	57月	4.694529	85月	6.961789
2月	0.166534	30月	2.484104	58月	4.775924	86月	7.042279
3月	0.249767	31月	2.566413	59月	4.857318	87月	7.122769
4月	0.332935	32月	2.648656	60月	4.938647	88月	7.203194
5月	0.416102	33月	2.730899	61月	5.019976	89月	7.283620
6月	0.499203	34月	2.813077	62月	5.101241	90月	7.363982
7月	0.582304	35月	2.895254	63月	5.182505	91月	7.444343
8月	0.665338	36月	2.977366	64月	5.263705	92月	7.524640
9月	0.748373	37月	3.059478	65月	5.344905	93月	7.604938
10月	0.831341	38月	3.141525	66月	5.426040	94月	7.685171
11月	0.914309	39月	3.223571	67月	5.507174	95月	7.765405
12月	0.997212	40月	3.305552	68月	5.588245	96月	7.845574
13月	1.080114	41月	3.387533	69月	5.669315	97月	7.925743
14月	1.162950	42月	3.469449	70月	5.750320	98月	8.005849
15月	1.245786	43月	3.551364	71月	5.831326	99月	8.085954
16月	1.328556	44月	3.633215	72月	5.912266	100月	8.165996
17月	1.411326	45月	3.715065	73月	5.993207	101月	8.246037
18月	1.494029	46月	3.796850	74月	6.074083	102月	8.326015
19月	1.576733	47月	3.878635	75月	6.154960	103月	8.405992
20月	1.659371	48月	3.960355	76月	6.235771	104月	8.485906
21月	1.742009	49月	4.042074	77月	6.316583	105月	8.565820
22月	1.824581	50月	4.123729	78月	6.397330	106月	8.645670
23月	1.907153	51月	4.205383	79月	6.478078	107月	8.725520
24月	1.989659	52月	4.286973	80月	6.558761	108月	8.805307
25月	2.072165	53月	4.368562	81月	6.639443	109月	8.885093
26月	2.154606	54月	4.450086	82月	6.720062	110月	8.964816
27月	2.237046	55月	4.531611	83月	6.800680	111月	9.044539
28月	2.319421	56月	4.613070	84月	6.881235	112月	9.124198

支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率
113月	9.203857	145月	11.735732	177月	14.235483	209月	16.703516
114月	9.283452	146月	11.814318	178月	14.313071	210月	16.780120
115月	9.363048	147月	11.892904	179月	14.390660	211月	16.856724
116月	9.442580	148月	11.971427	180月	14.468187	212月	16.933267
117月	9.522112	149月	12.049950	181月	14.545713	213月	17.009810
118月	9.601581	150月	12.128410	182月	14.623178	214月	17.086292
119月	9.681049	151月	12.206870	183月	14.700643	215月	17.162774
120月	9.760455	152月	12.285268	184月	14.778046	216月	17.239195
121月	9.839860	153月	12.363666	185月	14.855449	217月	17.315616
122月	9.919202	154月	12.442001	186月	14.932790	218月	17.391976
123月	9.998544	155月	12.520336	187月	15.010131	219月	17.468336
124月	10.077822	156月	12.598609	188月	15.087411	220月	17.544635
125月	10.157101	157月	12.676881	189月	15.164691	221月	17.620934
126月	10.236316	158月	12.755092	190月	15.241908	222月	17.697172
127月	10.315532	159月	12.833302	191月	15.319126	223月	17.773410
128月	10.394684	160月	12.911450	192月	15.396283	224月	17.849587
129月	10.473836	161月	12.989598	193月	15.473439	225月	17.925765
130月	10.552925	162月	13.067683	194月	15.550534	226月	18.001881
131月	10.632014	163月	13.145769	195月	15.627628	227月	18.077998
132月	10.711040	164月	13.223792	196月	15.704662	228月	18.154054
133月	10.790066	165月	13.301815	197月	15.781695	229月	18.230110
134月	10.869029	166月	13.379776	198月	15.858667	230月	18.306105
135月	10.947991	167月	13.457737	199月	15.935638	231月	18.382100
136月	11.026891	168月	13.535636	200月	16.012549	232月	18.458034
137月	11.105791	169月	13.613535	201月	16.089459	233月	18.533969
138月	11.184628	170月	13.691371	202月	16.166308	234月	18.609843
139月	11.263465	171月	13.769208	203月	16.243157	235月	18.685717
140月	11.342239	172月	13.846982	204月	16.319945	236月	18.761530
141月	11.421013	173月	13.924757	205月	16.396733	237月	18.837344
142月	11.499724	174月	14.002469	206月	16.473459	238月	18.913097
143月	11.578436	175月	14.080182	207月	16.550186	239月	18.988850
144月	11.657084	176月	14.157832	208月	16.626851	240月	19.064542

おわりに

今回の定款変更は、年金払い退職給付制度を長期的に安定させるために必要な措置となっております。組合員の皆様のご負担が増えることとなりますが、一層のご理解をいただきたいと思います。

平成27年9月

地方公務員共済組合連合会

<http://www.chikyoren.or.jp>

東京都港区赤坂8-5-26赤坂DSビル



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です